



QAONがビットアイル<3811>株式の大量保有報告書を提出



ビットアイル<3811>について、QAONが11月2日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者は、発行者の完全子会社化を目的とした重要提案行為等を行う予定です。具体的には、提出者が発行者の株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式を除く。）を取得することを企図しており、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条に基づき、提出者が発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求し、新株予約権に係る新株予約権者（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対してはその所有する新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定です。」によるもの。

報告書によると、QAONのビットアイル株式保有比率は、95.67%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年10月26日。